



藤沢市市政運営の総合指針 2020

—郷土愛あふれる藤沢を目指して—

<平成29年度～平成32年度>

藤 沢 市

藤沢市市政運営の総合指針2020 構成

はじめに

- 1 藤沢市の現状と見通し
- 2 藤沢市の特性

〔これまでの市政運営等を踏まえた、本市の現状と見通し、特性を確認〕

第1章 基本方針

- 1 策定の背景と意義
- 2 構成と期間
- 3 長期的な視点
 - (1) めざす都市像
 - (2) 基本目標

〔長期的な課題、視点に基づき、歴史、価値等を踏まえた都市の姿、長期的政策目標を展望〕

第2章 重点方針

- 1 取組の考え方
- 2 まちづくりテーマ
- 3 重点施策
- 4 重点施策実現に向けた財政見通し
- 5 評価
- 6 重点施策の実現に向けた重点事業

〔長期的な視点を踏まえた重要性、緊急性の高い課題に対して、重点的に取り組む施策等を展開〕

別冊 事業集

- 1 重点事業
- 2 地域づくり

別冊 資料集

- 1 藤沢市を取り巻く社会情勢
- 2 基本方針・重点方針等に関する現状
- 3 個別計画一覧

目 次

はじめに	1
1 藤沢市の現状と見通し	1
(1) 人口動態	1
(2) 財政状況	2
(3) 土地利用	4
2 藤沢市の特性	5
(1) 自然環境・歴史・文化・人材	5
(2) 都市としての性格	5
(3) 市民自治	5
第1章 基本方針	6
1 策定の背景と意義	6
2 構成と期間	6
(1) 構成	6
(2) 期間	7
3 長期的な視点	7
(1) めざす都市像	7
(2) 基本目標	8
第2章 重点方針	15
1 取組の考え方	15
(1) マルチパートナーシップの推進	15
(2) 地域福祉の充実と地域の拠点形成	15
(3) 横断的連携	16
2 まちづくりテーマ	17
(1) 安全で安心な暮らしを築く	17
(2) 「2020年」に向けてまちの魅力を創出する	17
(3) 笑顔と元気あふれる子どもたちを育てる	17
(4) 健康で豊かな長寿社会をつくる	18
(5) 都市の機能と活力を高める	18

3 重点施策	19
まちづくりテーマ 1	20
まちづくりテーマ 2	21
まちづくりテーマ 3	22
まちづくりテーマ 4	23
まちづくりテーマ 5	24
4 重点施策実現に向けた財政見通し	25
5 評価	27
6 重点施策の実現に向けた重点事業	27

はじめに

市政運営にあたっては、将来に向けての課題や見通しを踏まえながら進めていくことが重要です。そこで、藤沢市の現状と見通し及び特性を示します。

1 藤沢市の現状と見通し

(1) 人口動態

2016年（平成28年）10月に発表された「平成27年国勢調査人口等基本集計結果」によると、日本の総人口は1億2,709万人で、1920年（大正9年）の調査開始以来、初めての減少となりました。

国立社会保障・人口問題研究所が2012年（平成24年）1月に行った「日本の将来推計人口」においては、日本の総人口は減少傾向が続き、2010年（平成22年）の国勢調査による1億2,806万人から2030年（平成42年）には1億1,662万人となるものと推計されています。

また、同研究所が2013年（平成25年）3月に行った「日本の地域別将来推計人口」において、神奈川県の人口は、2010年（平成22年）の国勢調査による904万8,000人から2030年（平成42年）には883万3,000人に減少するものと推計されています。

2010年（平成22年）の国勢調査をもとに行った「藤沢市将来人口推計」においては、2030年（平成42年）に藤沢市の人口は約43万800人でピークを迎え、その後ゆるやかに減少に転じます。人口ピーク時の65歳以上の人口は約26.6%，75歳以上の人口は約16.1%，0～14歳の人口は約10.4%となり、それ以降も少子化、高齢化が進むことが予測されます。また、世帯数は、高齢者や非婚者をはじめとする単身世帯化がさらに進むことにより、人口の増減に関わらず増加を続け、2035年（平成47年）に約19万5,000世帯でピークとなります。

なお、様々な施策を展開する上で、実際の人口動態について注視していく必要があり、将来にわたって都市の活力を維持するという観点から、人口が減少する前に総合的かつ有効な施策を進め、できる限り現在の人口規模を維持していくことが重要となります。

(単位：人)

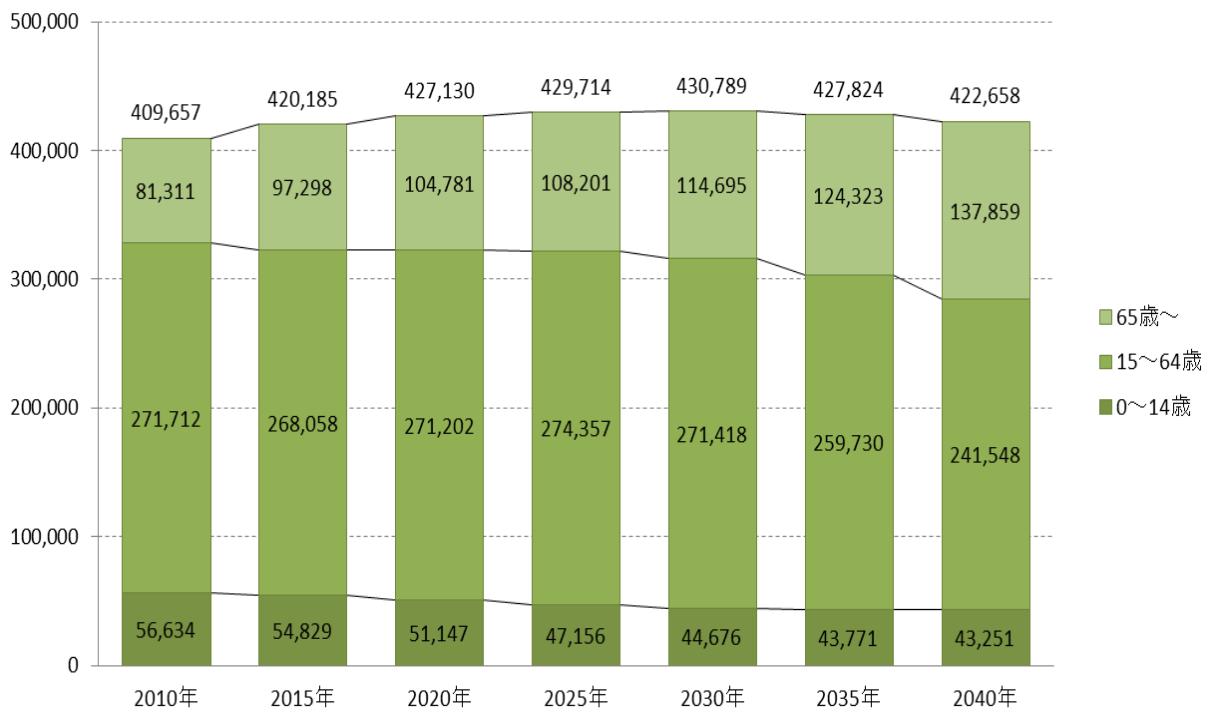


図1 藤沢市の将来人口推計

(2) 財政状況

全国の地方自治体の福祉、学校教育、消防、道路や河川等の社会基盤の整備をはじめとした生活に密接に関連する行政事業の経費は、平成28年度地方財政計画における歳入歳出総額の規模で、通常収支分については、85.8兆円となっています。その一方で、地方財政の財源不足は、約5.6兆円に達しており、地方財政の借入金残高は、平成28年度末見込みで195.8兆円となり、わずかに減少しつつありますが、平成3年度と比較して約3倍となっています。

藤沢市の財政は、国が定める健全化判断比率においては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれも類似都市平均、全国都市平均からみても良好な状態にあり、現在は十分な健全性を保っています。

一方で、歳入の根幹をなす市税収入は平成26年度の798億円からほぼ横ばいの状況が続いており、平成28年度は795億円を見込んでいます。歳出（支出）については、義務的経費のうち、人件費についてはほぼ横ばい傾向にある中で、生活保護、児童福祉、障がい者福祉などの扶助費は、平成17年度には161億円であったものが、平成27年度には353億円と、10年間で約2.2倍に急増しています。歳出全体に占める割合も、平成17年度に14.1%であつ

たものが、平成27年度では25.8%を占めるまでになっており、2倍近い増となっています。また、投資的経費についても平成25年度以降、公共施設の老朽化等への対応により増加傾向にあります。

図2 藤沢市の歳入決算の推移

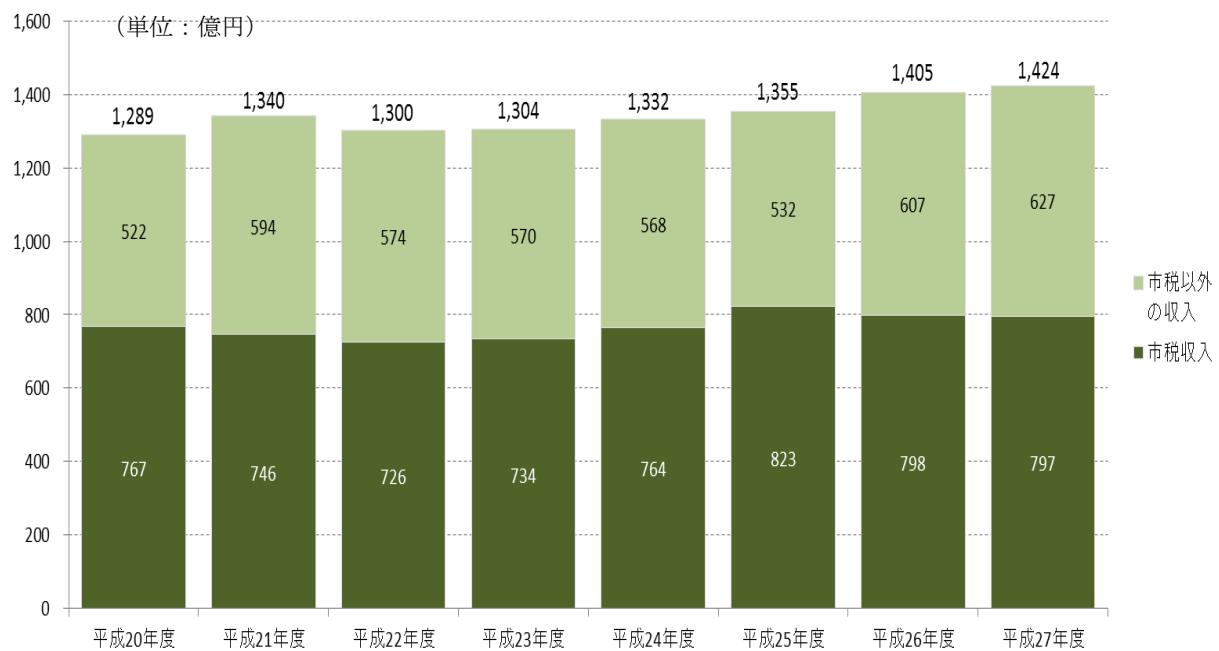
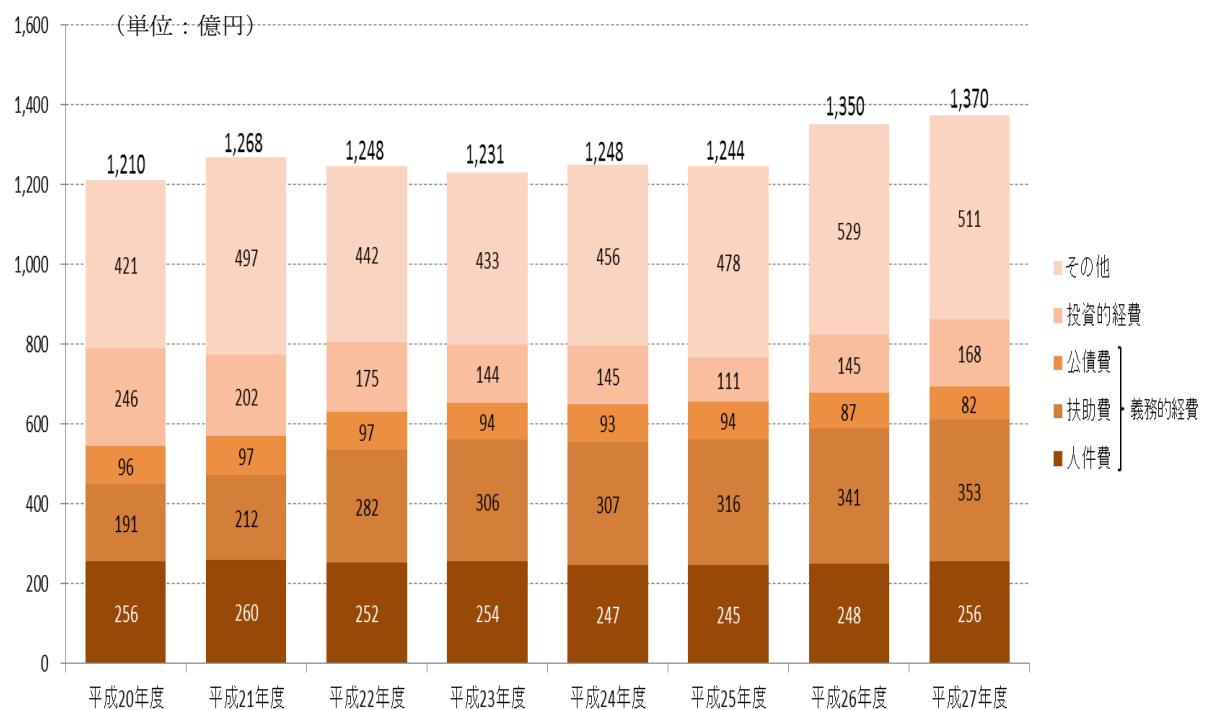


図3 藤沢市の歳出決算の推移



(3) 土地利用

藤沢市都市マスタープラン*（2011年（平成23年）3月改定）において、「藤沢駅周辺」「辻堂駅周辺」「湘南台駅周辺」「健康と文化の森」「片瀬・江の島」「（仮称）村岡新駅周辺」の6つを都市拠点と位置づける中で、鉄道と道路により、拠点間の連結と藤沢市の骨格となる東西、南北方向の交通軸を形成し、「海」「河川」「谷戸」「斜面緑地」「農地」等の自然空間を資源として機能させながら、土地利用を進めてきました。また、都市的な土地利用においては、産業、住居、都市基盤施設の調和が引き続き求められるとともに、自然的な土地利用においては、自然空間の保全、活用と緑地空間のネットワーク化が必要となっています。

今後も都市の活力を維持するためには、都市的・自然的土地利用のバランスを保ちながら、環境負荷の低減や移動の円滑化、ユニバーサルデザイン、景観等に配慮したまちづくりを進める必要があります。

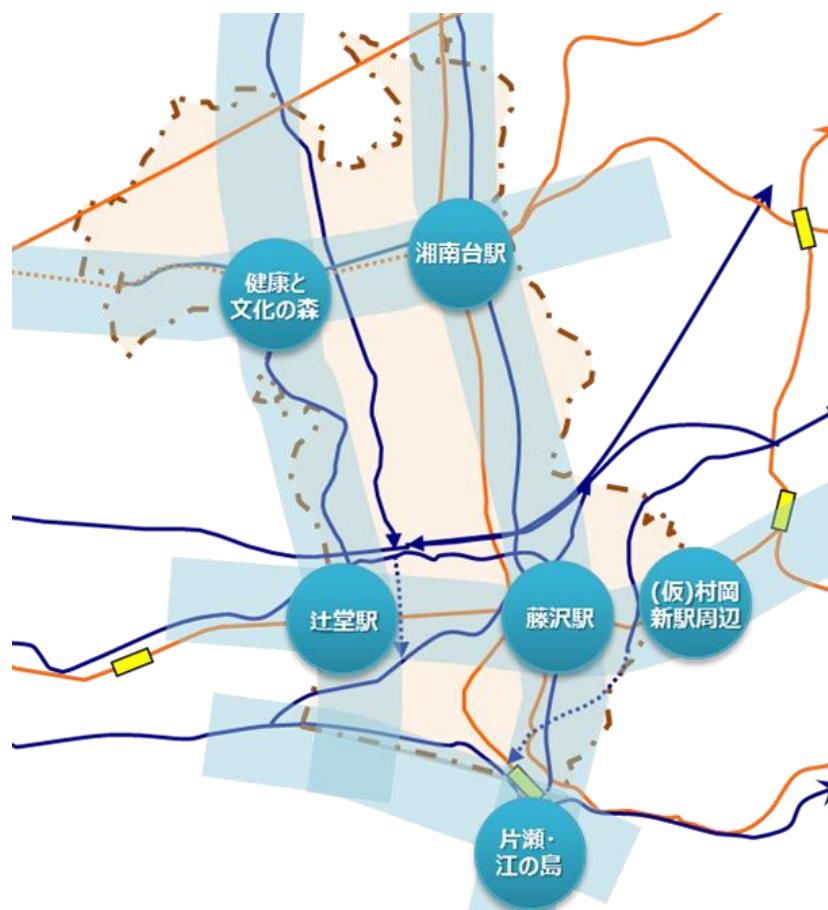


図4 都市拠点とネットワーク

*都市マスタープラン 市町村における都市計画行政の基本となるもので、都市計画、都市づくりに関する基本的な方針として策定される計画をいいます

2 藤沢市の特性

(1) 自然環境・歴史・文化・人材

藤沢市は、美しい湘南海岸に面し、気候温暖な住みやすい都市です。中世には、遊行寺※開山の地として、江戸時代には、東海道五十三次の6番目の宿場町としてにぎわいを見せ、浮世絵にも多く描かれた江の島は、風光明媚な景勝地として栄えました。明治、大正時代には、鶴沼が別荘地となり、多くの文人、財界人を集めるなど、歴史と文化の薫る都市として的一面も持っています。このように藤沢市は、人をひきつけ、多くの偉大な先人たちを輩出するとともに、現在も多彩な人材が藤沢市に関わっており、あたたかさ、やさしさ、熱意を持った多くの市民が藤沢市を支えています。

(2) 都市としての性格

藤沢市は、首都圏に位置し、交通の利便性等を背景に、住宅都市、商・工業都市、農水産業都市の性格をあわせ持つ、多彩で多様な都市です。工業では研究開発型施設の進出、商業では大型ショッピングモールの開業、農業では地産地消の推進等、活力ある都市の顔をみせています。また、海水浴客も含め、年間観光客数は1,800万人を超える観光都市でもあり、さらに4つの大学のある学園都市としての性格も加わり、バランスのとれた都市機能を有する湘南の中心的都市として発展を続けています。

(3) 市民自治

藤沢市では、「地区市民集会」から「くらし・まちづくり会議」、「地域経営会議」、そして「郷土づくり推進会議」へと、30年以上にわたって市民の市政参画、市民自治の取組が進められ、こうした取組の経験も踏まえ、様々な地域活動が展開されています。

また、ボランティア、NPO等の活動も盛んであり、歴史的な街なみや景観の保全・形成、地域の特色ある子育て支援や生涯学習の拠点づくり等、多くの市民活動が進められています。

* 遊行寺 正式には藤澤山無量光院清浄光寺（時宗総本山清浄光寺）といいます。

第1章 基本方針

1 策定の背景と意義

総合計画は、長期にわたって総合的かつ計画的に行政運営を進め、より効果的に事業を開拓することを目的として策定され、改定を続けてきましたが、現在の社会経済情勢と行財政運営においては、長期的な事業単位までの行政計画の策定は大変難しくなっています。一方で、各分野での個別計画の策定が進むことで計画的な行政運営は定着しています。

こうしたことから、市民ニーズに基づいた課題の緊急性、重要性を捉え、限られた財源を効果的、効率的に配分し、政策効果を高めた事業展開が図られるよう、総合計画に替わる仕組みとして、平成25年度に「藤沢市市政運営の総合指針2016」を策定しました。

この「藤沢市市政運営の総合指針2016」の期間の終了に伴い、これまでの取組や評価、意見等を踏まえ、「藤沢市市政運営の総合指針2016」を「藤沢市市政運営の総合指針2020」として改定するものです。

2 構成と期間

この指針は、新たな仕組みとして、喫緊の課題に対応した分かりやすいものとするため、本編と別冊に区分し、また市長任期にあわせた期間とします。

(1) 構成

【本編】

指針の本編は、第1章「基本方針」と第2章「重点方針」で構成します。

第1章「基本方針」では、「策定の背景と意義」、「構成と期間」、第2章で示す「重点方針」の前提となる「長期的な視点」としての「めざす都市像」と「基本目標」を明らかにします。

第2章「重点方針」では、「長期的な視点」を踏まえた上で、喫緊に取り組む重点課題を抽出し、その課題に対応する「まちづくりテーマ」、「重点施策」等を示

します。

【別冊】

別冊は、重点施策の実現に向けた「重点事業」等を「事業集」として、指針の背景となるデータや見直し時に活用する指標等を「資料集」として、それぞれまとめます。

(2) 期間

この指針の期間は、平成29年度から平成32年度までとします。

以降は、4年ごとに見直し、改定することとします。

3 長期的な視点

藤沢市の現状と課題を踏まえ、概ね20年先を見据えた「長期的な視点」として、「藤沢市市政運営の総合指針2016」における「めざす都市像」と「基本目標」を継承して、次のとおり定めます。

(1) めざす都市像

藤沢市には、自然、歴史、産業、市民文化等様々な面で強みがあり、市民一人ひとりが、自分の個性にあったライフスタイルや都市の魅力を見つけられる良さがあります。これらは、経済情勢や社会の変化にも柔軟に対応できるということにもつながっています。

こうした藤沢市の特長を生かしながら、市が将来に向け描く都市の姿を「めざす都市像」として位置づけます。

めざす都市像

郷土愛あふれる藤沢
～松風に人の和うるわし 湘南の元気都市～

市民一人ひとりが藤沢市を郷土として心から愛し、生き生きと暮らすことができる都市を目指します。それは、先人たちが積み上げてきた歴史や伝統を誇りに思い、将来に向かって人の和が藤沢市を築き上げていくことであると考えます。

松風と藤の香りに包まれた都市、歴史と文化の薫る都市、産業の栄える都市、安全で暮らしやすい都市…こうした魅力ある都市の姿を大切にしながら理想の市政を進め、あらゆる元気を創り出す藤沢市を築きます。

② 基本目標

「めざす都市像」を実現するために8つの「基本目標」を位置づけます。この基本目標に沿った取組が相互に連携することにより、バランスのとれた都市の姿を維持し、発展することを目指します。

基本目標は、藤沢市の現状と課題、特性等を踏まえた上で、市の施策、事業を進めるにあたり、基本となる方向性を示すものとします。

【安全な暮らしを守る】

- 市民生活に甚大な被害を及ぼす地震・津波に対しては、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震を教訓とした対策をより充実させる必要があります。
- 都市型の突発的かつ局地的な豪雨や大型台風の発生等、近年頻発する異常気象に対する風水害対策に取り組む必要があります。
- 手口が巧妙化する振り込め詐欺、高齢者や自転車利用者の交通事故、情報化社会の進展に伴う個人情報の漏えい等の市民生活における様々な不安要因を軽減する取組が求められています。

危機管理を充実させ、地震・津波災害、風水害、都市災害対策への総合的な取組、消防・救急体制の充実、業務継続へのさらなる対応を図るとともに、地域と連携した防犯活動や交通安全運動、情報セキュリティの強化等を一層推進することにより、市民の生命と財産を守り、不安がなく、安全で安心な暮らしを実感できる都市を目指します。



【文化・スポーツを盛んにする】

- 藤沢市には、旧東海道の宿場町、江の島参詣の地としての歴史があり、また、史跡名勝地や歴史的建造物、祭り等多くの有形・無形の文化財があります。これらの歴史や文化、景観は、藤沢市の財産として次代に、しっかりと保全・継承していく必要があります。
- ライフスタイルの多様化や価値観の変化から、「豊かさ」の尺度が経済的価値から生活の質的価値へと変化してきています。市民の持つ高い文化水準や東京2020オリンピック競技大会・セーリング競技の開催を背景に、市民自らの文化芸術活動、すべての市民の生涯学習・スポーツ活動を支援することにより、豊かさを実感できる暮らしにつなげていく必要があります。

歴史的、文化的な資源、景観を保全・継承し、市民による文化芸術活動や生涯学習・スポーツ活動等をさらに盛んにすることにより、市民一人ひとりが日頃から文化・スポーツを楽しみ、歴史や文化を大切にし、郷土への誇りや愛着を実感できる都市を目指します。



【豊かな環境をつくる】

- 美しい湘南海岸や緑豊かな相模野台地とそこに恵みをもたらす2つの河川と谷戸などの自然環境は、藤沢市の貴重な財産です。都市景観の維持向上や温室効果ガスの低減、減災等の観点からも、これらの豊かな自然の保全・継承に努めていく必要があります。
- より一層の海、河川の水環境の保全に向けて、下水道等の安全性、快適性、持続性の維持、推進に向けた取組を着実に進める必要があります。

- 豊かな自然環境と様々な地域の資源を次代に継承するため、環境教育の推進を図るとともに、市民との協働による環境美化、環境保全への取組につなげていく必要があります。
- 市民一人ひとりができる取組として、地域における3R^{*}活動をさらに推進し、引き続き廃棄物の減量・資源化や最終処分量の削減に努めるとともに、超高齢社会における市民のごみ排出への負担軽減を図る必要があります。
- 安全・安心なエネルギー対策という点から、再生可能エネルギーやエネルギーの地産地消への関心と導入の機運が高まっており、地球温暖化対策、環境負荷の低減を図るためにも、取組の充実が求められています。

環境に対する意識を高め、良好な自然環境や生活環境を保全し、向上させるとともに、循環型社会形成の推進やエネルギーの地産地消と効率的利用を進めることにより、持続的で豊かな環境を実感できる都市を目指します。



【子どもたちを守り育む】

- 近年、未婚化や晩婚化、出産年齢の上昇等の様々な要因によって、全国的に少子化が進行し続けています。核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化によって、子育てへの負担や不安、孤立感が高まっており、少子化の要因の一つとなっていることから、こうした不安などの解消に向けた子育て環境の充実が必要となっています。
- 社会の情勢や環境の変化等から、子どもの貧困も大きな課題となっています。生活支援や経済的支援が必要な子どもたちへの対応策を充実するとともに、教育相談体制や教育環境の整備をはじめとする学校教育活動の充実に加え、学校、教育機関、家庭、地域社会の連携が求められています。

^{*} 3R Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再利用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字のRをとったもの。まず、ごみの発生量を減らす（Reduce）ことから始めて、次に使えるものは何回も繰り返し使う（Reuse），そして使えなくなったら原材料として再生利用（Recycle）するという考え方をいいます。

- 教育のＩＣＴ化をはじめ、学校における教育活動の充実を図り、子どもたちが楽しく学びながら、思考力、判断力、表現力等を豊かにし「生きる力」を一層育んでいく必要があります。
- 不登校、ニート、ひきこもり等、子ども・若者を取り巻く問題が深刻化しており、困難を有する若者の社会参加と自立を支援する必要があります。
- 総合教育会議での協議に基づき、教育の根本として定めた「ふじさわ教育大綱」をもとに、地域での支えあいや学びあいと、そこで形成されるネットワークを大切にする取組が求められています。

すべての家庭が安心して子育てができる環境や子どもたち自らが「生きる力」を備える環境を整備するとともに、地域全体で子どもたちを見守り、支えあう社会を構築し、健やかな成長を実感できる都市を目指します。



【健康で安心な暮らしを支える】

- 超高齢社会が進展する中、保健、医療、福祉、介護に対する関心が高まっています。「予防」の視点も踏まえながら健康づくりや健康寿命の延伸に努め、心と体の健康を維持し、地域で自立した生活を送ることへの支援が一層重要となります。
- 「2025年問題※」に象徴される社会保障や経済への不安も増大しており、総合的な対策が求められています。

* 2025年問題 団塊の世代が2025年頃までに後期高齢者（75歳以上）に達することによって、介護、医療費等の社会保障関係費の急増等が懸念されることをいいます。

- 日々の生活が安心して続けられるよう、「藤沢型地域包括ケアシステム※」による地域で支えあう福祉の仕組みづくりと充実した生活支援サービスの提供を進める必要があります。
- 市民の安心を確保するため、市民病院においては、かかりつけ医と連携を図りながら、救急医療をはじめ、専門的で高度な医療を提供できる体制が求められています。
- 障がいの有無にかかわらず、個人として主体性が尊重され、地域で自立した暮らしができるよう、必要な人に必要なサービスや支援を提供できる体制づくりが求められています。

住み慣れた地域で、生涯を通じて健康で、安心して暮らし続けられるよう、きめ細かな保健、医療、福祉、介護をさらに充実し、健康を増進することにより、健やかで安心な暮らしが実感できる都市を目指します。



【地域経済を循環させる】

- 藤沢市は、これまでの企業誘致の取組や地域に根ざした企業活動等により、活発な地域経済を育む基盤があります。一方で、経済のグローバル化による企業の海外移転等が進む状況を踏まえ、地域経済の活力を維持し、雇用を確保するため、成長産業分野や新産業創出への先駆的かつ先導的な支援、中小企業に対する経営支援等を積極的に進める必要があります。
- 地域の消費経済のさらなる活性化の基盤として、また超高齢社会における地域での暮らしを支える基盤として、生活関連サービスの充実や商店街の一層の振興が重要となります。
- 湘南の中心商業地として発展し続けるため、藤沢駅周辺等の商業機能の強化が求められています。

※ 藤沢型地域包括ケアシステム 子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けることができるよう、地域における自立した生活を支援するため、各地区の特性を生かし、市民や地域で活動する団体、関係機関等と連携しながら、本人の状態に応じて、保健・医療・福祉・介護・予防・生活支援を一体的に提供する仕組みをいいます。

- 食の安全と安心を高め、生産者と消費者の懸け橋となる地産地消、6次産業化を推進し、厳しい経営環境にある都市農業と水産業を守り育てる必要があります。
- 我が国有数の景勝地である「江の島」を中心とした観光産業は、市内の基幹産業の一つとして成長し、年間観光客数は1,800万人以上となっています。国内外からの誘客をさらに進め、「選ばれる藤沢市」となることで、観光関連産業を維持、発展させる必要があります。



湘南海岸をはじめ、北部の豊かな自然環境、恵まれた交通基盤等の資源を生かし、商業、工業、農水産業、観光等、様々な産業が一体となって地域経済を循環させることにより、市民が活力と魅力を実感できる都市を目指します。



【都市基盤を充実する】

- 藤沢市では6つの都市拠点地区への機能集積を図りながら、拠点を結ぶ鉄道、道路等の整備促進による利便性の向上と自然環境との調和の両立を進めてきています。これからも、都市の活力と人口を維持するため、「藤沢駅周辺地区」の再整備をはじめとする都市拠点の充実とさらなる活性化に向けた取組が求められています。
- 交通アクセスの向上等の都市基盤の整備にあたっては、環境負荷を低減することや、超高齢社会における移動の円滑化が求められています。
- 高度経済成長期に整備された道路、河川、下水道等の都市基盤施設や公共建築物は、老朽化対策、超高齢社会に対応した機能の充実・強化、規模の適正化等が必要となります。
- 超高齢化、人口減少、国際化、情報化の進展等に対応した住みよい都市の形成の視点から、豊かで安定した住生活環境の確保が求められています。

これまでに設置した都市基盤施設について長寿命化を含めた再整備をさらに進めるとともに、将来にわたって都市の活力を維持するための新たな基盤整備と土地利用を促進することにより、都市としての優位性を高め、便利で快適な生活を実感できる都市を目指します。

【市民自治・地域づくりを進める】

- 藤沢市では、「地区市民集会」にはじまり、「郷土づくり推進会議」に至る先進的な市民の市政参画、市民自治の取組が進められてきました。今後もこれらの経験や実績を生かし、さらに市民との協働による市政運営を一層進めていくことが必要となります。
- 地域では自治会・町内会をはじめとする様々な活動団体によって、市民生活に根ざした取組が積極的に進められています。今後も超高齢化や単身世帯の増加等による地域におけるコミュニティの希薄化が懸念されていることから、地域を支える担い手を育成し、多様な活動をさらに促進していくことが求められています。
- 市民によるボランティア、市民団体、N P O 法人等の活動も盛んに行われ、魅力や特色を生かした地域づくりが展開されている中で、市、市民、団体等の多様な主体が目的や意識等を共有し、マルチパートナーシップのもとに取組をさらに充実させていくことが重要となります。
- 一人ひとりの人権を尊重し、あらゆる人が共同してつくる平和な社会の実現に向けて、市民、地域社会の質的な成熟を目指していく必要があります。

市民の市政参画と市民自治を時代に即した形で発展させ、市民活動と地域づくりをさらに充実させることにより、市民が中心となったまちづくりを実感できる都市を目指します。

第2章 重点方針

「第1章 基本方針」においては、総合計画に替わるこの指針の意義と構成、重点方針の前提となる「長期的な視点」を位置づけてきました。そのうち「長期的な視点」については、「めざす都市像」と「基本目標」を示し、これから20年程度の期間の中で、すべての事務事業において共通して目指すべき方向性と目標を明らかにしました。

「第2章 重点方針」においては、この「長期的な視点」を踏まえ、喫緊に取り組む重点課題を抽出、整理し、「まちづくりテーマ」として設定するとともに、「まちづくりテーマ」に対応する「重点施策」を位置づけます。

なお、「重点施策」に基づく「重点事業」は、別冊の『事業集』に位置づけます。

1 取組の考え方

重点施策の実現に向けて、取組の考え方を示します。

また、この考え方は、重点施策、重点事業だけでなく、計画期間において、すべての事業の共通の価値観、方向性とすることで、取組の効果と効率性を高めます。

(1) マルチパートナーシップの推進

市民、市民団体をはじめ、大学などの教育機関、県や他市町村といった行政機関、企業などの民間機関は、地域で様々な取組を進めています。

少子超高齢社会、人口減少社会に向けては、これらの主体的な取組と役割を相互に認め、尊重する中で、協働して取り組む必要があります。

マルチパートナーシップとはこうした役割と協働の姿であり、多様な主体が市民生活における暮らしやすさや藤沢への誇りなどの目標を共有し、さらに連携を深めるよう一層の推進を図ります。

(2) 地域福祉の充実と地域の拠点形成

少子超高齢社会、人口減少社会では、子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者も含め、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けることが

できるよう、支えあいの地域づくりを進めることが重要になってきます。

また、藤沢市では市民センター・公民館を中心とする13地区を行政区域としており、地域の特性を生かしながら、主体的な市民活動が行われてきました。

こうしたことから、市民や地域で活動する団体・関係機関等の多様な主体と行政が協働し、市全域といった広域的な視点からの「地域の取組を支える体制づくり」と市民センター・公民館を中心とする「地域特性を生かした支えあいの地域づくり」を進めていく「藤沢型地域包括ケアシステム」を推進することが重要となります。

この「藤沢型地域包括ケアシステム」の仕組みを前提に、都市基盤をはじめ、文化、地域経済、環境など、生活者の視点から多角的に取組を進めるとともに、13地区における相談、サービスの拠点形成と機能の充実を図ります。

(3) 横断的連携

府内各部がそれぞれ個別に施策に取り組むだけでなく、一つの課題に対して複数の部・局が横断的に取り組む中で、施策の方向性をあわせ、目的を共有することにより、施策の効果や取り組む事業の効率性を高めていきます。



2 まちづくりテーマ

長期的な視点を踏まえながら、市民意識調査の結果や「2025年問題」における概括的課題、市長公約等をもとに、緊急かつ重点的に取り組む課題として、5つの重点項目とその方向性を整理します。

(1) 安全で安心な暮らしを築く

市民の安全な暮らしを守るため、地震、津波、風水害、都市災害をはじめ、交通事故や犯罪、テロなど、市民の生命と財産、生活を脅かすリスクを低減するとともに、事前の防災や減災、災害早期の初動体制にも対応し、災害や危機に強いまちづくりを推進する必要があります。

(2) 「2020年」に向けてまちの魅力を創出する

地域の活性化や新たな価値の創出等により市民生活の豊かさを醸成するため、東京2020オリンピック・パラリンピックを好機と捉え、スポーツ文化の定着やボランティアの促進、観光関連産業の振興、都市の魅力づくり、国際交流と多文化共生の推進等に取り組む必要があります。

(3) 笑顔と元気あふれる子どもたちを育てる

核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化、子どもの貧困の深刻化等、子ども・子育てをめぐる社会環境が大きく変化する中で、すべての子どもたちが笑顔で健やかに育つ子育てしやすい環境づくりが求められています。

また、子どもたち一人ひとりが他者への思いやりや豊かな心を育み、人と人の関わりを大切にする力を養うことも必要です。

困難を有する子ども・若者に対しては、個々に寄り添いながら、社会全体で自立へ向けた支援を行う必要があります。

(4) 健康で豊かな長寿社会をつくる

超高齢化が進展する中で、保健、医療、福祉、介護などの社会保障は、市民の安心や社会の安定に大きな役割を果たしています。一方で、雇用、家族形態、コミュニティの希薄化などの変化への対応が求められています。

自らの健康づくりなど、「自助」の取組の重要性を踏まえた上で、公的な扶助や社会福祉によって必要な生活保障を行っていくことも必要です。

また、こうした取組の礎となる「人と人とのつながり」を大切にする支えあいの地域づくりを一層推進する必要があります。

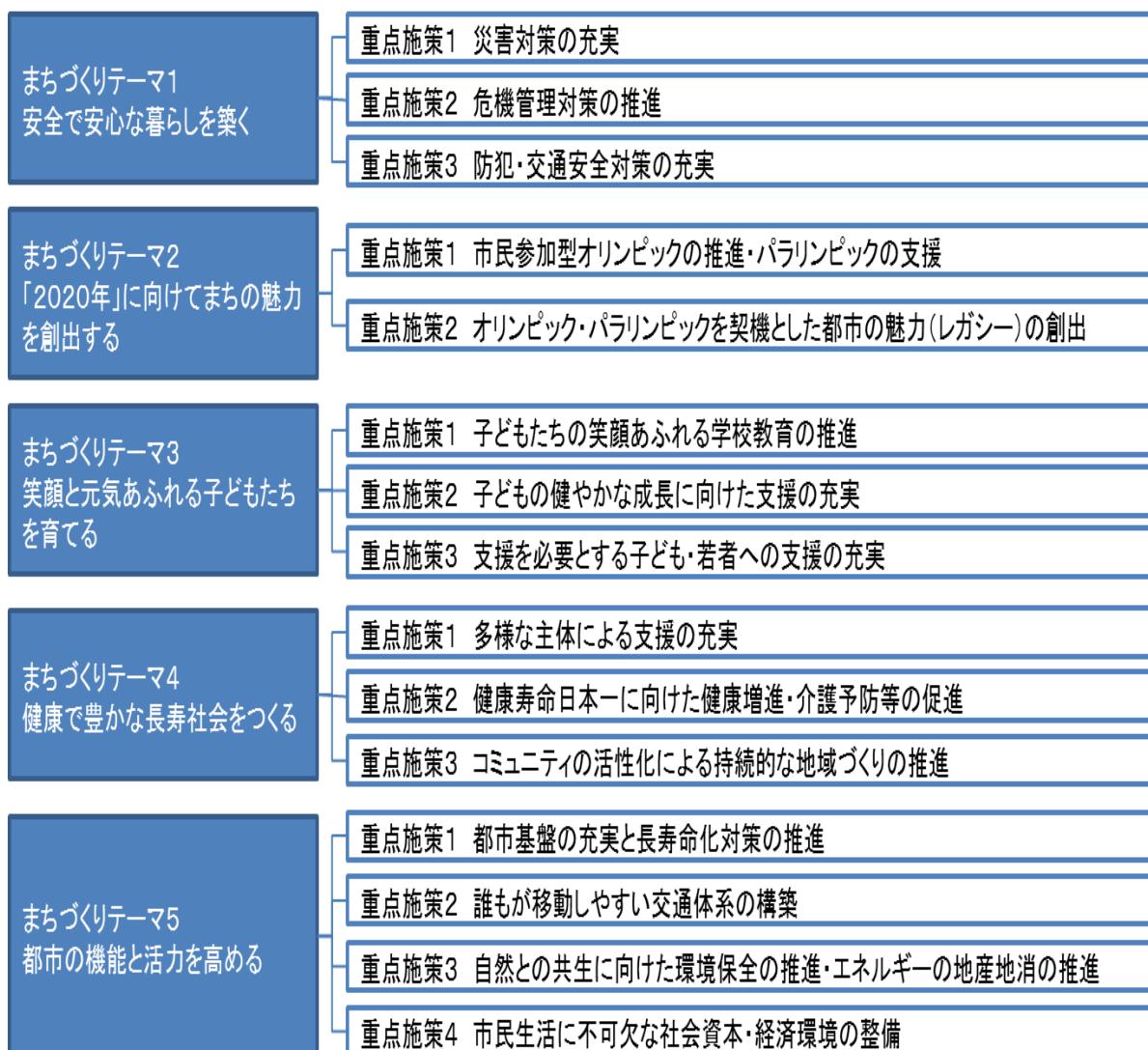
(5) 都市の機能と活力を高める

都市としての持続性を維持しながら藤沢の魅力や活力を高めるため、新たな基盤形成や都市施設の長寿命化、更新を計画的に進める必要があります。

また、市民生活に欠かすことのできない自然環境との共生や居住環境の維持保全、市民が移動しやすい環境の整備、地域経済の循環を一層進めていく必要があります。

3 重点施策

まちづくりテーマに基づき、計画期間において特に重点的に取り組む施策を示します。



まちづくりテーマ 1

「安全で安心な暮らしを築く」

地震、津波、風水害、都市災害をはじめ、交通事故や犯罪、テロなどへの対策を充実するとともに、事前の防災や減災にも対応するまちづくりを推進します。

(1) 災害対策の充実

市民の生命、財産を守るため、災害リスクを認識した防災、減災の視点から、地震・津波対策、風水害対策、土砂災害対策等を推進します。

【防災安全部、計画建築部、
道路河川部】



(2) 危機管理対策の推進

国際化が急速に進展する中で、市民生活における健康や環境など、様々な脅威に対応するため、危機管理対策を推進します。さらに、東京2020オリンピック競技大会・セーリング競技会場としてテロ対策、消防・救急体制の強化に取り組みます。

【消防局】



(3) 防犯・交通安全対策の充実

地域での犯罪を抑止する環境整備として、地域、駅前、商店街、不法投棄重点監視箇所への防犯カメラの増設を推進します。また、交通安全対策として、自転車を中心に交通ルール・マナーの啓発に取り組むとともに、歩道と自転車の利用環境の整備を推進します。

【防災安全部、経済部、道路河川部】

まちづくりテーマ 2

「『2020年』に向けてまちの魅力を創出する」

東京2020オリンピック・パラリンピックに多くの市民が関わり、希望や元気を得て、都市の持続的な活力となるよう、スポーツ、ボランティア、観光関連産業の振興、都市の魅力づくり、国際交流と多文化共生等の取組を推進します。

また、オリンピックレガシーの創出に向けて、多様な魅力の創造、発信に重点的に取り組みます。



(1) 市民参加型オリンピックの推進・パラリンピックの支援

東京2020オリンピック・パラリンピックを市民一人ひとりが実感、共感をもって迎えられるよう、「見る」「楽しむ」「応援する」「支える」といった市民参加の取組を推進します。また、この機会をとらえ、市民ボランティア活動のすそ野を広げる取組を推進します。【企画政策部、生涯学習部】

(2) オリンピック・パラリンピックを契機とした都市の魅力（レガシー）の創出

東京2020オリンピック・パラリンピックの経験や感動を藤沢市の魅力や価値として継承していくため、都市環境の整備や教育、文化芸術活動を推進します。また、年間観光客2,000万人の実現を目指し、東京2020オリンピック・パラリンピックを見据えた観光誘客を推進します。

【生涯学習部、経済部、計画建築部】

まちづくりテーマ 3

「笑顔と元気あふれる子どもたちを育てる」

次代を担う子どもたちの心身の健康と「生きる力」を育むため、妊娠期からの各段階に応じた子育て支援や教育環境の整備を推進します。また、貧困の連鎖を断ち切るための子どもの貧困対策を推進するとともに、ニート・ひきこもり等の困難を有する若者の社会参加や自立を支援する取組を進めます。

(1) 子どもたちの笑顔あふれる学校教育の推進

様々な課題を抱えた子どもたち一人ひとりのニーズに応え、ともに学び、ともに育つ学校教育を推進します。また、豊かな心、確かな学力、健やかな体を育むための学校教育を目指すとともに、新たな学びの環境を充実します。【教育部】

(2) 子どもの健やかな成長に向けた支援の充実

安心して子育てができるよう、保育をはじめとする環境整備や子どもの健やかな成長と子育て家庭のそれぞれの状況に応じた支援の充実を図ります。【子ども青少年部】



(3) 支援を必要とする子ども・若者への支援の充実

社会の複雑化や多様化等により子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、子どもの貧困やニート、ひきこもり等、困難を有する子ども・若者の増加が大きな課題となっていることから、総合的な相談体制や生活支援、経済的支援等の取組を充実します。

【子ども青少年部、経済部、教育部】



まちづくりテーマ 4

「健康で豊かな長寿社会をつくる」

すべての市民が健康と生きがいをもって、住み慣れた地域でいつまでも元気に、安心して暮らすことができるよう、在宅医療・在宅介護、相談・支援等の充実を図り、支えあう地域を築くとともに、健康増進の取組を促進することで、健康で豊かな長寿社会を実現します。また、自治会・町内会をはじめ、様々な主体と連携し、人と人とのつながりを大切にする地域づくりを推進します。

(1) 多様な主体による支援の充実

高齢者、障がい者、生活困窮者をはじめ、すべての市民がその人らしい生活を送ることができるよう、交流の場づくりや担い手づくりを推進するとともに、相談体制や支援の充実を図ります。

【福祉健康部】



(2) 健康寿命日本一に向けた健康増進・介護予防等の促進

健康寿命日本一に向けて、健康増進や認知症予防に取り組むとともに、若い世代からの生活習慣の見直しや受動喫煙防止などの環境整備を進めます。

【福祉健康部、都市整備部】

(3) コミュニティの活性化による持続的な地域づくりの推進

多様な主体が協力しながら役割を担っていくコミュニティと地域社会を形成するため、市民団体、NPO等の活動を支援し、行政との協働事業を推進します。

また、地域の活性化を図るため、自治会・町内会をはじめとする地域団体の支援や、地域人材の育成、各地区の地域まちづくりを推進します。【市民自治部、生涯学習部、福祉健康部】



まちづくりテーマ 5

「都市の機能と活力を高める」

暮らしやすい藤沢と魅力ある地域を創造するため、ハード、ソフト両面からの社会基盤の整備を進め、都市としての持続性と活力を高める取組を推進します。特に、都市基盤の長寿命化や更新を進め、老朽化に対応する取組を充実します。

(1) 都市基盤の充実と長寿命化対策の推進

少子超高齢社会への対応や総人口の維持に向けて、自然と調和しつつ市民生活と市内経済を支える都市基盤の充実を図るため、都市拠点の形成、公共施設等の再整備を推進します。

【企画政策部、財務部、市民自治部、環境部、経済部、計画建築部、都市整備部、道路河川部、教育部】



(2) 誰もが移動しやすい交通体系の構築

高齢者や障がい者をはじめ、誰もが移動しやすい交通体系の構築を目指し、「藤沢市交通マスターplan」等に基づき、拠点間や拠点と地域を結ぶネットワークの構築による身近な交通環境づくりを推進します。【計画建築部】

(3) 自然との共生に向けた環境保全の推進・エネルギーの地産地消の推進

豊かな自然と共生する社会の実現に向けて、三大谷戸の保全をはじめ、都市の持続的発展に向けた環境の保全を推進するとともに、ごみ焼却発電による余剰電力の活用など、エネルギーの地産地消を推進します。【環境部、都市整備部】

(4) 市民生活に不可欠な社会資本・経済環境の整備

社会的に共通な資本としての都市基盤だけでなく、生活に密着した経済的な資本などを活性化するため、住生活環境や商店街、新産業等の経済環境の整備を推進します。【計画建築部、経済部】

4 重点施策実現に向けた財政見通し

重点施策を実現するための財政見通しとして、この指針の期間における歳入は、地方税の制度改正などからわずかな減少を見込んでおり、その後のさらなる市税収入の減少等を考慮すると、增收に寄与する的確な都市の基盤整備への投資や基金の一層の活用などによる将来的な財源確保策の構築が必要となります。

一方、歳出においては扶助費の継続的な増加や公共施設、道路、下水道等の老朽化対策などが見込まれるため、より効率的な予算執行と計画的な事業運営を進めながら、重点施策の実現を図る必要があります。

これらの状況を踏まえた一般会計（事業費ベース）の歳入歳出の見通しとして、表1では市税をはじめとする5年間の歳入見込を表しています。

表2では歳出見込として、人件費や生活保護法、児童福祉法などに基づく経済的援助などの扶助費、借入金を返済するための経費である公債費からなる義務的経費を集計しています。表中の一般行政経費・政策的経費計（③）は、歳入見込（表1-①）から義務的経費（②）を差し引いた額であり、経常的な事業を含めた事業に充当可能な額となります。

この充当可能額の中で、重点施策を具現化していくための重点事業を実施していきます。

加えて、第2次公共施設再整備プラン第2期短期プランや重点事業以外の普通建設事業の中期見込みとも整合を図りながら、行財政改革と密接に連携し、改革による効果額を反映させていきます。

表1 歳入の状況

(単位:百万円)

(歳入見込)	29年度	30年度 推計	31年度 推計	32年度 推計	33年度 推計
市税	79,801	78,425	78,485	78,132	76,154
個人市民税	31,747	31,319	31,052	30,847	30,645
法人市民税	4,976	5,046	5,012	4,459	3,629
固定資産税	31,904	31,079	31,430	31,819	31,065
その他市税	11,174	10,981	10,991	11,007	10,815
繰入金・繰越金	9,809	3,763	4,169	2,786	2,716
その他歳入	18,557	15,598	15,598	17,448	17,448
国県支出金	29,218	33,113	33,865	35,019	33,895
市債	15,399	8,569	11,113	13,874	11,526
歳入見込計(①)	152,784	139,468	143,230	147,259	141,739

表2 歳出の状況

(単位:百万円)

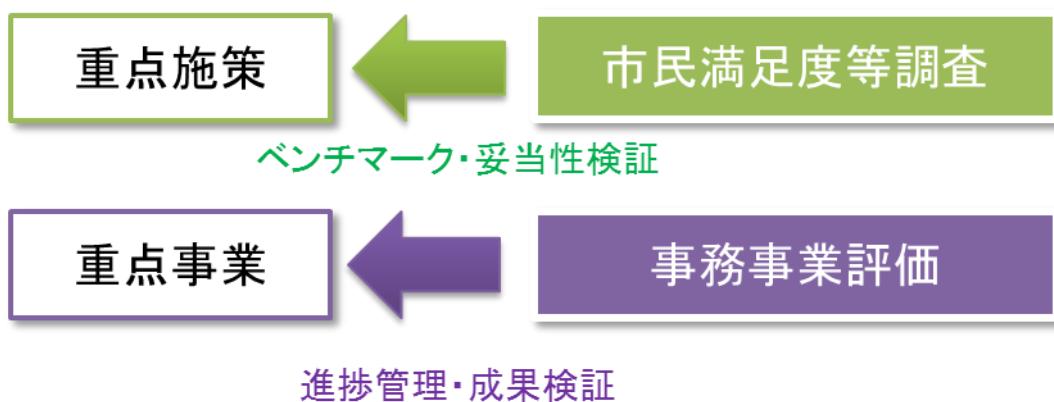
(歳出見込)	29年度	30年度 推計	31年度 推計	32年度 推計	33年度 推計
義務的経費計(②)	72,966	75,136	78,255	80,227	81,898
人件費	26,333	27,107	28,273	28,501	28,315
扶助費	38,671	39,900	41,425	42,950	44,475
公債費	7,962	8,129	8,557	8,776	9,108
一般行政経費・政策的経費計(③=①-②)	79,818	64,332	64,975	67,032	59,841

※「表1 歳入の状況」、「表2 歳出の状況」は、行政改革等特別委員会（平成28年11月16日開催）の資料3「中期財政フレーム（平成29～33年度・一般会計・一般財源ベース）」をもとに、事業費ベースで記載したものです。

ただし、平成29年度は当初予算を反映した数値となっています。

5 評価

重点施策の評価は指標を設定し、市民満足度をはじめとする「市民意識調査」により行います。また、重点施策に基づく重点事業の評価は、事務事業評価と連動して実施し、その中で事業の効率性を高め、適切な改善を図るとともに、確実な進捗管理を行います。



6 重点施策の実現に向けた重点事業

重点施策の実現を図るための個別の取組は、「重点事業」として重点施策ごとにまとめ、別冊の「事業集」に示します。

重点事業は、まちづくりテーマと重点施策の実現を図ることを目的として、指針の期間において重点的に取り組むものであり、事業費、人的コストの重点的な投入や事業の組織横断的な検討により対応していきます。

また、各年度の重点事業費についても、別冊の「事業集」に事業費ベース、一般財源ベースで集計するとともに、毎年度更新していきます。